

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊立体シール	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報活動で使用する航空自衛隊立体シールの調達について規定する。航空自衛隊立体シールの仕様は、**箇条 3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達要領指定書による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、製作の着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、形状、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。
- 契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち 6.3. a) の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を、当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3. a) の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、に納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書の規定において、適正な履行状況を確認するため、必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。
- c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊立体シール	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LPSー	
指定事項： 2 製品に関する要求 2.1 製品の要求仕様 製品の要求仕様は、次によるほか、細部は商習慣による。 a) 材質：透明エポキシ樹脂（基準） b) 寸法：縦100mm×150mm（基準） 3 特別な要求 3.1 印刷及び加工方法 a) 印刷方法 フルカラー印刷（基準） b) 加工方法 加工方法はつぎによる。 1) 契約の相手方は、デザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専業のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6.2及び6.3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。（付図参照） 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 包装は、OPP袋を使用し、個包装すること。 b) 梱包 梱包は、次による。 1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに、輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1 梱包納入数は官側の意向を反映する事。 3) 端数がある場合は、隙間なく梱包するとともに、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊立体シール デザインの方向性

ブルーインパルスなど、航空自衛隊が保有する装備品をモチーフに、その機体をデフォルメ調でイラスト化するなど立体シールが持つ特性を活かせるデザインにすること。

※ 航空自衛隊立体シール デザインの一例



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊ラバーコースター	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報、活動で使用する航空自衛隊ラバーコースターの調達について規定する。
航空自衛隊ラバーコースターの仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達要領指定書による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、製作の着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、形状、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。
- 契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち 6.3. a) の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3. a) の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書の規定において、適正な履行状況を確認するため、必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。
- c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊ラバーコースター	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LPSー	
指定事項： 2 製品に関する要求 2.1 製品の要求仕様 製品の要求仕様は、次によるほか、細部は商習慣による。 a) 材質：PVC樹脂（基準） b) 寸法：80mm×80mm×5mm（基準） 3 特別な要求 3.1 印刷及び加工方法 a) 印刷方法 フルカラーデジタル印刷（基準） b) 加工方法 表面：エンボス加工 裏面：滑り止め加工（基準） 1) 契約の相手方は、デザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専業のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6.2及び6.3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。（付図参照） 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 包装は、OPP袋を使用し、個包装すること。 b) 梱包 梱包は、次による。 1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに、輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1 梱包の納入数は官側の意向を反映する事。 3) 端数がある場合は、隙間なく梱包するとともに、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊 ラバーコースター デザインの方向性

航空宇宙自衛隊のロゴやエンブレムなどを組み合わせ、航空宇宙自衛隊を存在をアピールできるデザインにすること。

※ 航空自衛隊 ラバーコースター デザインの一例



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊クリアファイル 1	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報活動で使用する航空自衛隊クリアファイル 1 の調達について規定する。航空自衛隊クリアファイル 1 の仕様は、**箇条 3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達要領指定書による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、製作の着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、形状、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は 3 回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。
- 契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち6.3.a)の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を、当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3.a)の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

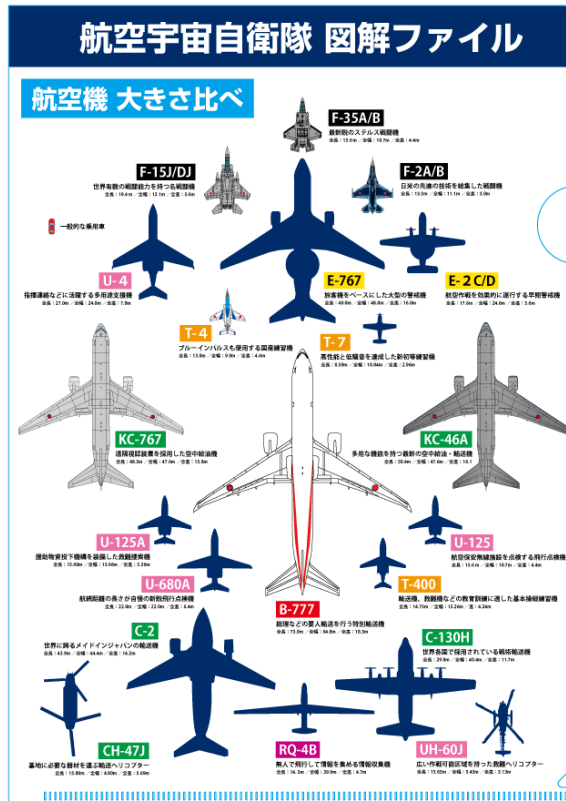
- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書の規定において、適正な履行状況を確認するため、必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。
- c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和 8 年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和 8 年 月 日
品 名	航空自衛隊クリアファイル 1	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基 L P S -	
指定事項： 2 製品に関する要求 2.1 製品の要求仕様 製品の要求仕様は、次によるほか、細部は商習慣による。 a) 材質：ポリプロピレン（半透明）（基準） b) 寸法：縦 3 1 0 mm×横 2 2 0 mm×厚さ 0. 2 mm（許容差：縦横ともに ± 1. 0 mm）（基準） 3 特別な要求 3.1 印刷及び加工方法 a) 印刷方法 フルカラーデジタル片面印刷とし、裏面半面は外部から視認できないよう不透明印刷とする。 b) 加工方法 グロス加工、マット仕上げ 1) 契約の相手方は、ザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専門のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6. 2及び6. 3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。（付図参照） 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 包装は、1 0 0 枚単位で束ね個包装すること。 b) 梱包 梱包は、次による。 1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート 4 mm 以上の強度）を使用するとともに、輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1 梱包納入数は官側の意向を反映する事。 3) 端数がある場合は、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊 クリアファイル1 デザインの方向性

航空自衛隊が令和8年度末時点で保有する航空機 F-35・F-15・F-2・C-130・B-777・C-2・CH-47・KC-76・KC46A・E-767・E-2・T-4・T-7・T-400・U-125・U-125A・UH-60・U-680・RQ-4B の上面図をイラスト化、同縮尺でそれぞれの大きさを視覚的に比較できるデザインにすること。

※ 航空自衛隊 クリアファイル1 デザインの一例



表



裏

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊クリアファイル2	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報活動で使用する航空自衛隊クリアファイル2の調達について規定する。航空自衛隊クリアファイル2の仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達要領指定書による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、製作の着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、形状、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。
- 契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち 6.3. a) の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を、当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3. a) の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書の規定において、適正な履行状況を確認するため、必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。
- c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊クリアファイル2	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LP Sー	
指定事項： 2 製品に関する要求 2.1 製品の要求仕様 製品の要求仕様は、次によるほか、細部は商習慣による。 a) 材質：ポリプロピレン（透明）+アルミフィルム貼り（基準） b) 寸法：縦310mm×横220mm×厚さ0.3mm（許容差：縦横ともに±1.0mm）（基準） 3 特別な要求 3.1 印刷及び加工方法 a) 印刷方法 フルカラーデジタル片面印刷とし、裏面半面は外部から視認できないよう不透明印刷とする。 b) 加工方法 ポリプロピレンとアルミフィルムとの二重貼り構造により、ファイル全体がメタリック調の光沢を有すること。 1) 契約の相手方は、デザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専門のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6.2及び6.3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。（付図参照） 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 包装は、100枚単位で束ね個包装すること。 b) 梱包 梱包は、次による。 1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに、輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1梱包納入数は官側の意向を反映すること。 3) 端数がある場合は、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊 クリアファイル2 デザインの方向性

航空自衛隊が令和8年度末時点で保有する装備の写真，もしくはCGを加工することにより，メタリック仕上げの映えるデザインのクリアファイルにする。

※ 航空自衛隊クリアファイル2 デザイン参考例



表



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊 カレンダーメモパッド	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報活動で使用する航空自衛隊カレンダーメモパッドの調達について規定する。航空自衛隊カレンダーメモパッドの仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達要領指定書による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、製作の着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観，形状，色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。
- 契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち6.3.a)の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を、当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3.a)の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書の規定において、適正な履行状況を確認するため、必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。
- c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊カレンダーメモパッド	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LP Sー	
指定事項：		
2 製品に関する要求		
2.1 製品の要求仕様		
製品の要求仕様は、次によるほか、細部は商習慣による。		
a) 材質：表紙（カード紙81g/m ² ）本文（上質紙70kg）（基準）		
b) 寸法：本文サイズ：タテ146mm×ヨコ98mm×高さ17.5mm		
ななめカットの傾斜：30°		
本文：上質紙（FSC 認証紙）81.4g/m ²		
積層枚数：175枚		
表紙サイズ：タテ147mm×ヨコ100mm×高さ18mm		
表紙：アイベストWF（FSC 認証紙）310g/m ²		
本文加工：メモ直線ななめカット加工（角度30°）		
表紙加工：ポップアップ表紙、ペン差し穴付き		
3 特別な要求		
3.1 印刷及び加工方法		
a) 印刷方法 表紙：オフセット印刷 両面4色＋ニス		
本文：オフセット印刷 片面プロセス4色（基準）		
b) 加工方法 ミシン目加工（基準）		
1) 契約の相手方は、デザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。		
2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専業のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。		
3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6.2及び6.3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。（付図参照）		
5 出荷条件		
5.1 包装及び梱包		
包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。		
a) 包装 包装は、OPP袋を使用し、個包装すること。		
b) 梱包 梱包は、次による。		
1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに、輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。		

- 2) 1 梱包納入数は官側の意向を反映する事。
- 3) 端数がある場合は、隙間なく梱包するとともに、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。

※ 航空自衛隊 カレンダーメモパッド デザインの方向性

ポップアップ式の表紙を有し、航空自衛隊の装備品及び航空宇宙自衛隊のロゴが描かれていること。

また、メモ部が斜めにカットされ、正面小口部に 2027 年度のカレンダーが配置されたデザインにすること。（メモの減少時もカレンダーとして機能すること）

※ 航空自衛隊 カレンダーメモパッド デザインの一例



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊フライトタグ	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報活動で使用する航空自衛隊フライトタグの調達について規定する。航空自衛隊フライトタグの仕様は、**箇条 3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達要領指定書による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、製作の着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、形状、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。
- 契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち **6.3. a)** の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を、当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、**6.3. a)** の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書の規定において、適正な履行状況を確認するため、必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。
- c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8 年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊フライトタグ	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LP Sー	
指定事項： 2 製品に関する要求 2.1 製品の要求仕様 製品の要求仕様は、次によるほか、細部は商習慣による。 a) 材質：硬質ポリエステル布（基準） b) 寸法：縦98mm×横18.5mm×厚さ2.0mm（基準） 3 特別な要求 3.1 加工方法 a) 加工方法 刺繍加工 1) 契約の相手方は、デザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専門のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6.2及び6.3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。（付図参照） 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 包装は、透明ポリ袋を使用し、個包装すること。 b) 梱包 梱包は、次による。 1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに、輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1 梱包納入数は官側の意向を反映する事。 3) 端数がある場合は、隙間なく梱包するとともに、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊 ミニフライトタグ デザインの方向性

片面は航空宇宙自衛隊のロゴ，もう片面は大気圏内と宇宙における航空宇宙自衛隊の活動をイメージさせるデザインにすること。

※ 航空自衛隊 ミニフライトタグ デザインの一例

高 18.5× 幅 98mm

